

債権回収業務及び納付勧奨業務委託プロポーザル募集要領等に係る質問への回答

No.	質問事項	質問内容	回答
1	仕様書3 (2) について	<p>今次委託契約期間は「契約締結日から令和7年3月31日」とあり、かつ対象債権は「令和4年3月末現在において未収金となっている」債権とありますが、委託期間中に発生した新規の未収金についても委託を検討されておりますか。（令和5年3月発生分、令和6年3月発生分）</p>	<p>新たに発生した未収金については、適切な時期を捉えて（契約期間中の各年度当初など）追加委託について、受託者と協議することを想定しております。</p>
2	仕様書3 (3) について	<p>(1) 委託予定債権額約29,000,000円について、内訳（母子寡婦、高校修学資金、高校育英奨学資金別の元金及び利息等）と各債権数をご教示願います。 延滞期間別（半年未満、半年以上1年未満、1年以上）の債権数並びに債権額（元金及び利息等）をご教示願います。</p> <p>(2) 全件一括請求が可能な債権でしょうか。</p>	<p>(1) について</p> <p>①母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく貸付金の償還金 債権額 約1,680万円, 債権数 2,560件 （延滞期間 半年未満 約30万円, 65件、半年以上1年未満 約30万円, 65件、1年以上 約1,620万円, 2,430件）</p> <p>②高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例（昭和49年宮城県条例第48号）に基づく貸付金の償還金 債権額 約80万円, 債権数 7件（延滞期間1年以上）</p> <p>③高等学校等育英奨学資金貸付条例（平成16年宮城県条例第4号）に基づく奨学資金に係る償還金 債権額 約770万円, 債権数 16件（延滞期間1年以上）</p> <p>④社会福祉施設条例の一部を改正する条例（平成27年宮城県条例第24号）施行前の社会福祉施設条例（昭和35年宮城県条例第12号）に基づく宮城県拓桃医療育センターの使用料 債権額 約140万円, 債権数 60件（延滞期間1年以上）</p> <p>⑤県営住宅条例（昭和35年宮城県条例第12号）及び特定公共賃貸住宅条例（平成7年宮城県条例第47号）に規定する家賃及び駐車場使用料 債権額 約230万円, 債権数 15件（延滞期間1年以上）</p> <p>(2) について 上記については、全件一括請求が可能な債権です。</p> <p>※上記は予定額であり、契約後に委託債権を精査し、受託者と協議の上、委託債権金額を決定する予定です。</p>

3	仕様書3(2)ロについて	<p>以下に該当する債権は受託不可となりますので、事前にご認識願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①契約書類のない債権</li> <li>②破産申立、または申立準備中の債権で保証人のないもの</li> <li>③死亡債権で保証人のないもの</li> <li>④時効援用されている債権</li> <li>⑤服役、拘置中の債権で保証人のないもの</li> <li>⑥債務否認等契約にトラブルのある債権</li> <li>⑦暴力団、右翼関連債権</li> <li>⑧未成年者・成年被後見人・相続放棄等法的に問題のある債権</li> <li>⑨海外居住者</li> <li>⑩債権額1,000円未満債権</li> </ul>	<p>対象債権の範囲は仕様書3(2)に記載のとおりです。御社が受託できない債権①から⑩までについては、受託者と協議の上、委託者の判断で対象債権から除外することは可能と考えます。</p>
4	仕様書15(1)について	<p>弊社では効率的な業務運営を行うために、データ保守管理や郵便物発送作業等を再委託しております。ご承認いただけますでしょうか。</p>	<p>委託契約後に具体的な業務内容を確認した上で、受託者と協議により決定することとなりますが、業務の実施を補完する事務についての一部再委託は可能と考えます。</p>
5	仕様書12及び仕様書24について	<p>委託料の支払について、当社委託後に貴県に納付された収納金も委託料の対象との認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>委託債権について、委託契約後に直接県に納付された場合には、委託業務により納付されたものとし、委託料計算の対象と取扱います。</p>